

お子様の携帯電話・スマートフォンにフィルタリングの設定はしていますか？

フィルタリングとは、少年にとって有害なサイト等へのアクセスを制限するサービスです。

栃木県青少年健全育成条例では、青少年(18歳未満)が使用する場合、携帯電話販売店は、その危険性やフィルタリングの内容を説明することが義務付けられています。

お子様の携帯電話・スマートフォンを契約する際は、必ず「**子どもが使います。**」と伝え、**フィルタリングを設定**しましょう。



**家庭内での使用上の
ルールを作ろう！**

～～夏休み期間中の注意点～～



1. 夏休み期間は、生活リズムが深夜型なりがちで、深夜徘徊、飲酒、喫煙など、非行に走る少年が多くなる時期

→ 家庭では、お子さんの帰宅時間を確認し、お子さんの**SOS**サインに気づいてあげてください。

2. 長期休暇で開放的になった少年たちが、SNS等を通じて被害者になったり、加害者になることがあります。

→ お子さんの携帯には、フィルタリングを掛けるようにして未然に防ぎましょう。

3. 開放的になり、未成年者が飲酒、喫煙することが多くなっています。

→ ご家庭でも、未成年者が飲酒、喫煙することへの身体への害をお子さんに教え、地域ぐるみで有害な環境をなくしていきましょう。

